

平成30年度介護報酬改定 サービス別の改定事項 【短期入所系、多機能型、居住系サービス】

資料5-3

※○番号は、H30.1.26社保審・介護給付費分科会資料「各サービス毎の改定事項」の番号

※介護予防についても同様の措置を講ずる場合には★を付記

基準種別	改定事項	加算名	加算の新設	概要	短期入所系サービス		多機能型サービス		居住系サービス		
					12	13	14	15	18	19	
					短期入所生活介護	短期入所療養介護	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	特定施設地域密着特定施設	認知症共同生活介護	
基本方針・指定基準等	共生型短期入所生活介護の基準			障害福祉制度の短期入所（障害者支援施設の併設型、空床利用型に限る）の指定を受けていれば基本的に共生型短期入所生活介護の指定を受けられるとして基準を設定 ＜省令改正＞	⑩★						
	有床診療所等が提供する短期入所療養介護			療養病床を有する病院・診療所は短期入所療養介護の基準をすべて満たすため、みなし指定とする ＜省令（規則）改正＞		④★					
	指定に関する基準の緩和			・指定について、法人だけでなく医療法の許可で病床を有する診療所を開設している者も認める ＜省令改正＞ ・診療所の病床を宿泊室として良いが、最低1病床以上は利用者専用で確保すること				⑦			
	サテライト型事業所（看護小規模多機能）の創設			サテライト型小規模多機能の基準に準じることとし、代表者、ケアマネ等は兼務できるほか、看護職員は常勤1.0人以上とする。また本体事業所は緊急時訪問看護加算届出事業所に限定する ＜省令改正＞				⑧			
人員基準・設備基準の見直し	機能訓練指導員の確保の促進			機能訓練指導員の資格に、一定の実務経験を有するはり師、きゅう師を追加	④★					③★	
	特養併設型における夜勤職員の配置基準の緩和			ショートと特養が併設（ユニット型とユニット型以外）されている場合に職員1人当たり利用者20人以内である要件を満たせば夜勤職員の兼務を認める	⑥★						
	居室とケア（ユニット型準個室）			実態を踏まえた名称変更 → 「ユニット型個室的多床室」	⑫★	⑧★					
	有床診療所等が提供する短期入所療養介護			一般病床の有床診療所が短期入所療養介護を行う場合、食堂の基準を緩和する。＜省令改正＞（但し食堂を有する事業所の報酬との差別化をする）		④★					
	療養病床等から医療機関併設型特定施設へ転換する場合の特例			療養病床等から「特定施設（有料ホーム等）と医療機関の併設型」に転換する場合の特例として生活相談員等の兼任、浴室や食堂等の兼用を認める ＜省令改正＞					⑩★		
	代表者交代時の開設者研修の取扱い			代表者交代時に認知症対応型サービス開設者研修が開催されていない場合、半年後又は次回研修のいずれか早い方で終了して良い（新規指定を除く） ＜通知改正＞			⑤★	⑪		⑨★	
運営基準の見直し	身体的拘束等の適正化			記録、委員会、指針、研修等の措置を講ずることを義務付け					⑧★	⑦★	
	運営推進会議の開催方法の緩和			同一の日常生活圏内であることなどの要件を満たせば、複数の事業所の合同開催を認める ＜通知改正＞			④★	⑨	⑨※地域密着のみ	⑧★	
	ターミナルケアの充実			「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」に沿った取組を行うことを明示				②			
	短期利用特定施設の利用者数上限見直し			短期利用特定施設の利用者上限を見直し、入居定員の10%まで→1又は定員の10%までとする					⑦		
	短期利用認知症共同生活介護の算定要件見直し			利用者の状況や家族等の事業により、ケアマネが緊急に利用が必要と認めた場合、定員を超えて受入を認める						⑤★	
介護報酬の見直し	共生型短期入所生活介護の報酬	基本報酬	新	・本来的な介護保険の基準を満たさないため本来報酬単価と区分 ・障害者が介護保険に切り替わる際の対応のため、概ね障害福祉における報酬水準を担保する ○障害福祉制度の短期入所の場合…基本報酬はショートの92/100	⑩★						
		生活相談員配置等加算	新	・生活相談員を配置し、認知症カフェなど地域貢献活動を実施している場合に評価する加算を新設							
	看護体制の充実	看護体制加算ⅢⅣ	(新)	I、IIに加え、要介護3以上の利用者を70%以上受け入れる事業所を評価	①						
	夜間の医療処置への対応強化	夜勤職員配置加算ⅢⅣ	(新)	夜間時間帯に看護職員、特定行為業務従事者を配置した場合の評価上げる	②						
	介護ロボットの活用の推進	夜勤職員配置加算		介護ロボット等見守り機器の導入で効果的に夜勤介護が提供できる場合の要件への追加	⑦						
	介護老人保健施設が提供する短期入所療養介護	基本報酬		・従来型について、一定の在宅復帰・在宅療養支援機能を有するものを基本型として評価 ・現在の在宅強化型より在宅復帰・在宅療養支援を進めている場合はさらに評価			②★				
		基本報酬		「療養型」及び「療養強化型」を「療養型」に一元化			③★				
	介護療養型老人保健施設が提供する短期入所療養介護	療養体制維持特別加算Ⅱ	(新)	療養強化型で評価されていた一定の医療処置・重度者要件を別に評価。加算期限を無くす							
		食堂を有しない場合の減算	新	一般病床の有床診療所が短期入所療養介護を行う場合、食堂の基準を緩和する。但し食堂を有していない場合減算を行う			④★				
	介護医療院が提供する短期入所療養介護	基本報酬	新	介護医療院においても短期入所療養介護の提供を可能とする。療養室や廊下幅の環境基準を満たさねば減算する			⑤★				
		療養環境減算	新								
	生活機能向上連携加算の創設	生活機能向上連携加算	新	訪問リハ、通所リハの事業所又はリハを実施している医療機関のOT、PT、Drが、当該サービス事業所を訪問、連携して、アセスメント、計画作成、3月ごとの評価、計画や訓練内容の見直しすることの評価創設	③★		①★		②★	⑥★	
	機能訓練指導員の確保の促進	個別機能訓練加算		機能訓練指導員の資格に、一定の実務経験を有するはり師、きゅう師を追加	④★					③★	
		機能訓練体制加算									
	認知症専門ケア加算の創設	認知症専門ケア加算	新	特養、老健と同様に、自立度Ⅲ以上50%かつリーダー研修修了者一定数以上配置した場合等に算定	⑤★		①★				
	多床室の基本報酬の見直し	基本報酬		特養との整合性の観点から、従来型個室と多床室の報酬の差を適正化	⑧★						
	療養食加算の見直し	療養食加算		1日単位の評価→1食単位（1日3食を限度）の評価へ	⑨★		⑥★				
	医療ニーズへの対応の推進	看護体制強化加算	新	これまでの訪問看護体制強化加算について、ターミナルケアの実施、介護職員の喀痰吸引の実施体制を要件に新たな区分として評価					①		
		緊急時訪問看護加算		24時間体制のある事業所の評価の見直し					①		
	ターミナルケアの充実	ターミナルケア加算		「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」に沿った取組を行うことを要件に入れる					②		
	若年性認知症入居者受入加算の創設	若年性認知症入居者受入加算	新	若年性認知症患者を受け入れた場合を特定施設や小規模多機能等でも評価			②★	④		④★	
	入居者の医療ニーズへの対応	退院・退所時連携加算	新	医療提供施設を退院・退所して特定施設に入居する利用者を受け入れた場合を評価						①	
		入居継続支援加算	新	介護福祉士を一定数配置し、たんの吸引等のケアを行う場合を評価							
	入居者の医療ニーズへの対応	医療連携体制加算	(新)	看護職員等の配置等をしている場合、協力医療機関との連携を確保しつつ、手厚い看護体制の事業所を評価							①
		基本報酬	(新)	3月以内の退院後の再入居受入体制を整えている場合に6日/月を限度に基本報酬に算定							②★
	入居者の入退院支援の取組	初期加算		1月以上の入院後の退院→再入居の場合にも初期加算の算定を認める							
		口腔衛生管理の充実	口腔衛生管理体制加算	新	歯科医師、歯科衛生士による介護職員への口腔ケアの助言指導を評価した加算を特定施設、認知症GHでも創設					⑤★	③★
	栄養改善の取組の評価	栄養スクリーニング加算	新	管理栄養士以外の介護職員でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、ケアマネに文書で情報共有した場合の評価創設			③★	⑤	⑥★	④★	
	身体的拘束等の適正化	身体拘束廃止未実施減算	新	身体的拘束の指針整備、委員会開催等の措置を講じない場合の減算の創設					⑧★	⑦★	
	訪問（介護）サービスの推進	訪問体制強化加算	新	小規模多機能の訪問体制強化加算に準じ、訪問担当者を一定程度配置し、訪問回数が一定以上の場合の評価を創設					③		
中山間地域等に居住する者へのサービス提供の強化	中山間地域等居住者へのサービス提供加算	新	他の地域密着サービスに準じ、中山間地域等に居住する者へ実施地域を超えてサービスを提供した場合の加算を創設					⑥			
サテライト型事業所（看護小規模多機能）の創設	サテライト体制未整備減算	新	訪問看護体制減算の届出をしている場合に算定するサテライト体制未整備減算を創設					⑧			
事業開始時支援加算の廃止	事業開始時支援加算	廃	平成27年度報酬改定時の定めのとおり平成29年度末で廃止					⑩			
介護職員処遇改善加算の見直し	処遇改善加算		加算Ⅳ、Ⅴの廃止（一定の経過措置期間あり）	⑪★	⑦★	⑥★	⑫	⑪★	⑩★		